

農用地利用権設定後の留意事項

出し手	受け手
<p>1 利用権の設定後借り受け者（耕作者）の都合で解約され、その後3年間を経過しても農地の貸し付けがされない場合は賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>2 賃料受領口座に変更があった場合は速やかに公社へ報告すること。</p>	<p>1 農地を適正に利用すること。</p> <p>2 年1回の農利用状況報告書（様式第8-2号）を個人の場合、毎年3月末までに、法人の場合毎事業年度終了後三ヶ月以内に市町へ提出すること。</p> <p>3 当該農地を転貸、譲渡しないこと。</p> <p>4 賃料が支払われない場合は年10.95%の遅延損害金を申し受けます。</p> <p>5 賃借権設定期間の満了等で解約される場合は原状回復して返還すること。</p> <p>6 賃料支払口座に変更があった場合は速やかに連絡すること。</p>